

鳥取県告示第197号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第32条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 アプローチ	鳥取市吉岡温泉 町268	相談支援事業所アプロ ーズ	鳥取市寿町791-8	平成23年4月1日